

〔決算様式 1〕

事 業 報 告 書
(自 令和 3年10月1日 至 令和 4年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人高田外科医院
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市木場田町6番26号
- (3) 設立認可年月日 平成11年8月26日
- (4) 設立登記年月日 平成11年9月13日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	高田 俊夫	医療法人高田外科医院 管理者
理 事	濱崎 麻衣子	
同	相田 紀子	
監 事	濱崎 正義	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人高田外科医院	長崎県佐世保市木場田町6番26号	無床

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年11月26日 第23期貸借対照表、損益計算書及び利益剰余金処分案承認の件
 令和 4年9月23日 令和 4年度の事業計画及び収支予算の決定

様式3-4 (旧法で診療所のみ開設)

法人名 医療法人高田外科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市木場田町6番26号

貸借対照表

(令和4年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	19,316	I 流動負債	4,616
II 固定資産	65,441	II 固定負債	13,765
1 有形固定資産	6,019	負債合計	18,381
2 無形固定資産	72	純資産の部	
3 その他の資産	59,349	科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	56,376
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	66,376
資産合計	84,757	負債・純資産合計	84,757

法人名 医療法人高田外科医院

※医療法人整理番号

所在地 佐世保市木場田町6番26号

損 益 計 算 書
(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	63,552
2 事業費用	53,871
本来業務事業利益	9,681
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	9,681
II 事業外収益	222
III 事業外費用	0
経常利益	9,903
IV 特別利益	650
V 特別損失	650
税引前当期損失	9,903
法人税等	2,086
当期損失	7,817

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式2

法人名 医療法人 高田外科医院
 所在地 長崎県佐世保市木場田町6番26号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和4年9月30日現在)

1. 資 産 額	84,757 千円
2. 負 債 額	18,381 千円
3. 純 資 産 額	66,376 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	19,316
B 固 定 資 産	65,441
C 資 産 合 計 (A + B)	84,757
D 負 債 合 計	18,381
E 純 資 産 (C - D)	66,376

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人 高田外科医院
理事長 高田俊夫 殿

私(注1)は、医療法人高田外科医院の令和3年会計年度(令和3年10月1日から令和4年9月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下の通り報告致します。

監査の方法の概要

私(注1)は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書(注2)の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、税務会計基準及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和4年11月28日

医療法人 高田外科医院
監事 濱崎正義



- (注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。
- (注2) 社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。